

廿日市市市民センター企画運営委員会設置要綱

（設置）

第1条 廿日市市市民センター管理運営規則（昭和47年教委規則第1号）第2条の規定に基づき、市民センターの効果を高める運営を行うため、各市民センターに市民センター企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 企画運営委員会は、次の事項について協議し、その推進を図る。

- （1） 市民センターの年間事業計画に関すること。
- （2） 対象区域内の課題や学習ニーズの把握に関すること。
- （3） 市民センターの事業企画に関わる提案及び具体化に関すること。
- （4） 市民センター事業の評価に関すること。
- （5） 市民センター事業を実施する関係機関・団体相互の情報交換及び連携・協力に関すること。
- （6） 市民センター事業の啓発・普及に関すること。
- （7） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 企画運営委員会は、委員概ね5名以上をもって組織する。

2 委員は、市民センター利用者及びまちづくり活動団体の推薦する者その他市民センター所長が適当と認める者のうちから、市民センター所長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 企画運営委員会に、会長 1 名、副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を主宰する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議の招集)

第 6 条 企画運営委員会は、必要に応じ、市民センター所長が招集する。

(庶務)

第 7 条 企画運営委員会の庶務は、市民センターにおいて処理する。

(その他)

第 8 条 その他、企画運営委員会の運営に関する事項は、市民センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。